

富山県認定中心市街地支援事業費補助金交付事務取扱要領

- 1 富山県認定中心市街地支援事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号）及び富山県認定中心市街地支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 本事業は、市町村の認定基本計画を着実に推進するために実施する事業であることから、補助事業者は、この趣旨を十分に理解、尊重し、商工団体と十分な連携のもとに実施するとともに、市町村は、事業実施にあたっては、補助事業者に対して十分な指導・助言を行うとともに、補助事業の効果があがるよう協力すること。
- 3 要綱第2条第4項第9号に規定する「知事が適当と認める団体」とは、次のいずれの要件も充たす団体とする。
 - (1) 定款等により代表者の定めがあること。
 - (2) 財産の管理等を適正に行うことができること。
 - (3) 構成員が10名以上であること（ただし、富山県が構成員に含まれる場合は、この限りでない。）。
 - (4) 県内を主な活動範囲とすること。
 - (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを主な目的とはしないこと。
- 4 別表1及び別表2に規定する「附帯・関連する事業」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 基本計画に記載されている事業を実施するために必要な事業
 - (2) 基本計画に記載されている事業と連続性・一体性が認められる事業
 - (3) 基本計画に記載されている事業の実施後又は実施中に、当該事業により整備され、又は整備中の施設等を活用して実施する事業
 - (4) 現時点では基本計画に記載されていないが、国と事前協議を行っているなど、基本計画に記載されることが確実に見込まれる事業
 - (5) その他知事が適当と認める事業
- 5 要綱第4条第1項第2号ただし書に規定する「知事が特に認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 事業の独自性又は独創性が高く、全国への魅力発信や県内他地域へのモデル的波及など著しい効果が期待できる場合
 - (2) 事業の必要性又は緊急性が高い場合

6 次に掲げる事業は、補助対象としないものとする。

- (1) 国又は県の他の補助金を現に受けて実施している事業
- (2) 国又は県の他の補助金を受けて実施する予定の事業
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (4) その他補助することが適当でないと認められる事業

7 補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに実施する事業を対象とする。
- (2) 事業のうち、補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分については、補助対象外とする。
- (3) 補助事業者の内部の関係者への謝金又は賃金は、補助対象経費としないものとする。
- (4) 事業の全部を委託する場合は、補助対象外とする。
- (5) 飲食費は、補助対象経費としないものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。